

HELPER NETWORK

ヘルパー ネットワーク

2012 No.68

P.2 特集 平成23年度 全国ホームヘルパー協議会研究セミナー報告

P.10 連載 事業所紹介 若手ヘルパー活躍中！（静岡県ヤザキケアセンター紙ふうせん）

P.12 連載 全国ホームヘルパー協議会 避難所における高齢者等への支援活動報告

P.16 ホームヘルパーのご当地レシピ



平成23年3月11日の東日本大震災から一年以上が過ぎました。しかし、悲しみ苦しみから抜け出せないまま生活されている方がたがまだたくさんおられます。一人でも多くのかたが優しく温かい希望に満ちた日々を感じることができます。お問い合わせにはいられません。被災されたかた、そして全国に住む高齢者が生まれ育った地域住み慣れた自宅で生活し笑顔で暮らせるような支援をしていくために、私たちホームヘルパーも日々研さんし、技術の習得を心がけなければならぬと考えております。

しかししながら、今回の介護保険制度改正により、在宅で暮らす高齢者の生活支援はさらに厳しいものになりました。時間短縮によるサービスのなかで本当に高齢者の生活を守ることができるのでしょうか。納得いくものではありませんが、弱音をはいてもいられません。時間が止まつてはくれないのであります。そのためにはホームヘルパー自身が健康であること、ストレスをためないことです。待つている利用者さんのためには適度な刺激と笑顔を届けたいと思います。そのためにはホームヘルパー悲しみもいつかは癒えないと信じ、これからも歩き続けたいと思います。

卷頭言
全国ホームヘルパー協議会 常任協議員
盛岡市社会福祉協議会 盛岡市西口ヘルパーステーション 主任
千葉 則子

平成23年度 全国ホームヘルパー協議会研究セミナー報告



中尾辰代氏

全国ホームヘルパー協議会会长
福島県長。平成5年宇和島市社会福祉協議会に入局、16年愛媛県ホームヘルパー協議会会长、21年より全国ホームヘルパー協議会会长に就任。

この特集では、シンポジウムの発表内容の一部と、分科会の概要をお届けいたします。

初日は厚生労働省より、「介護保険制度改正の内容について」の行政説明があり、引き続き「介護保険制度改正を受けて、ホームヘルプ事業をどう進めていくか」というテーマでシンポジウムが行われました。シンポジスト3名の発表が行われた後、会場の参加者との闘争な意見交換も行われました。

二日目は二つの分科会、「ホームヘルプ事業におけるたんの吸引等医療行為をどう進められるか」と「地域包括ケアの可能性を探る」にわかれ、充実した2日間が終了しました。全国から集まった160名余りの参加者は、研究セミナー終了後も名残惜しさを胸に、それぞれの現場に戻って行きました。

この特集では、シンポジウムでのシンポジストの発表内容の一部と、分科会の概要をお届けいたします。

制度改正のたびに翻弄される現場で私たちホームヘルパーは何ができるのか

護事業所のサービス提供責任者というのは、そ

うしたことを重要な役割ととらえてください」というのが県の見解でした。

生活に密着する家事援助で、その人の思いに添つてやつていているのかなというところを、制度改正の議論のなかで見直され、反省させられ、確認する必要もあると思いました。私たちは在宅を支える一専門職として、さらに資質を高め、日々自己研鑽に努めなくては感じています。

いろいろな要因で、人材不足や空洞化が起きています。全国的に20代、30代という、次を担つていく人材が育っているのかというと、十分ではありません。私たち現場の者が、次を担っていく世代に、「訪問介護はこんなに素晴らしい仕事だよ!」ということを、いかに伝えていくべきか、こうしたことでも重要だと思います。

重度の要介護者の対応には、定期巡回サービスがあります。1日の生活のリズムをきちんとつけ、それに合わせたサービスの提供体制が必要です。一人ひとりニーズが違うので、それに添つていくのは難しいことですが、それが私たちに望まれていることではないでしょうか。

自立支援のホームヘルプは予防であり、声かけであり、見守りです。私たちが入ることによって、そのかたが意欲をもつて掃除をしたり、洗濯物をたたんだり、そういう些細なことが自立を支えています。自立支援は、皆さんもしっかりなさっていると思います。

重要なのは、介護従事者の待遇改善、キャリアアップです。今から若い世代、優秀な人材を受け入れていこうとすると、これをしっかりとやっていかないといい人材が集まっています。今後の介護人材養成の在り方にに関する検討会に出たときに、「認定介護福祉士」の提案が出ましたが、詳細は決まっていません。

平成24年1月24日、25日の2日間、東京都江東区有明のTFビル（東京ファッショントラウンドビル）にて、「平成23年度 全国ホームヘルパー協議会研究セミナー」を開催しました。

た。

初日は厚生労働省より、「介護保険制度改正の内容について」の行政説明があり、引き続き「介護保険制度改正を受けて、ホームヘルプ事業をどう進めていくか」というテーマでシンポジウムが行われました。シンポジスト3名の発表が行われた後、会場の参加者との闘争な意見交換も行われました。

二日目は二つの分科会、「ホームヘルプ事

業におけるたんの吸引等医療行為をどう進め

られるか」と「地域包括ケアの可能性を探る」にわかれ、充実した2日間が終了しました。全

国から集まった160名余りの参加者は、研

究セミナー終了後も名残惜しさを胸に、それ

ぞの現場に戻って行きました。

この特集では、シンポジウムでのシンポジ

ストの発表内容の一部と、分科会の概要をお

届けいたします。

【シンポジウム】 介護保険制度改正を受けて ホームヘルプ事業をどう進めていくか

内藤

平成24年度実施に向けた介護保険制度の改正が行われ、いよいよ「地域包括ケア」の達成が明確な目標として掲げられました。これは介護保険制度における介護や介護予防だけでなく、医療による在宅医療や在宅療養との連携もうまく、医療による在宅医療や在宅療養との連携も深めながら、生活支援を含めた包括的な支援により、要介護となつても住み慣れた地域で暮らしづけることを支えようというものです。それらを目標にして、国、都道府県、市町村、そしてサービス提供事業者も責任をもつて取り組もうということになったわけです。

「居宅ケア」の中で、自宅で暮らすことを直接的に支える、「訪問介護」には相応の役割が期待されています。そのため、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」として、24時間対応の巡回をして、しかもコールによる随時対応もあります。また、訪問看護とも一体的に連携するという、新しいタイプのサービスも創成されるわけです。

この特集では、シンポジウムでのシンポジストの発表内容の一部と、分科会の概要をお届けいたします。

「居宅ケア」の中で、自宅で暮らすことを直接的に支える、「訪問介護」には相応の役割が期待されています。そのため、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」として、24時間対応の巡回をして、しかもコールによる随時対応もあります。また、訪問看護とも一体的に連携するという、新しいタイプのサービスも創成されるわけです。



内藤佳津雄氏
日本大学文理学部教授。平成9年、当時の厚生省老人福祉局で老人福祉専門官官員を経て、その後日本社会事業研究所研究員・講師を経て、現職。

しかし、新たなサービスの期待とともに、從来からの訪問介護も継続していきます。歴史のなかで培われてきた訪問介護は、実践の積み重ねを踏まえ、今後どのようにサービスの質を高め、地域包括ケアにどう貢献できるかが問われています。

それは、ここ数年のことだけではなく、長期的に地域包括ケアを含め、さらに大きな社会保障改革が必要とされています。社会保障改革は団塊世代が75歳を超えると予測されている2025年ぐらいには完成させることが想定されています。そのなかでホームヘルプサービスにどんなことが必要なのかを、本日、議論できればと考えております。

では、早速シンポジストからお話を伺いたいと思います。

私たちには介護福祉士を取得して終わりではありません。日々努力して自己研鑽し、振り返りをして、評価し、次の援助につなげていくというところが、専門職としてとても大事なことだと思います。

私が全国ホームヘルパー協議会の会長になり、平成22年10月と平成23年11月に、「介護保険制度・報酬の見直しに係る意見書」を皆さんのご意見をもとに提出させていただきました。この内容が今回の制度改正に反映されているかといふと、解釈の違いもあるでしょうがどうでしょうか。私たちは全国ホームヘルパー協議会の一員として、もつともつと現場の声をあげていく必要があると感じています。

性をとく向上していくのが非常に大きなかつて、
特に20代、30代の若い方の就労意欲や、向上
心を高めていくことが大事だということです。
ね。今働いていらっしゃるかたが専門性を向上
させていくためには、どういうことがあつたら
いいとお考えですか。

種の役割を学ぶことも専門職として必要です。そして密にコミュニケーションを図り、介護職は何をすべきかを明確化していくことです。わからないこともたくさん出てくるでしょうし、医療依存度の高い人も、多様なニーズをもつていても出でてきます。リハビリや予防、意欲を引き上げていくことを考えると、勉強会を通して相互に理解し、業務の更なる質の向上を図っていく必要があります。それはあくまでも同じ目線の高さでケアが行えるようにしていくことと、大事なことです。介護は、他の専門職と同じ目線で、利用者のその人らしい生活の継続を支援するというのが目的です。私たちは介護を手段として、利用者の生活を支援していきます。

自分自身に向き合うこと、事業所としてすべきこと、協議会に望むこと

ながらでいられることがあります。しかし「制度ができたからできる」わけではありません。ではないですよね。50時間の研修と実習を受けける必要がありますが、命にかかるものですから、失敗は許されません。研修を受けて「本当にできるかな?」ということを、自分のなかでよく考えて慎重に進めてほしいのです。

そして事業所には、きちんとフォローする体制をとつていただきたい。「研修を受けてきたから、うちの事業所はできるよ」ではなく、介護職員を守るために、どういうフォロー体制を

内藤 つっていくのではないかなと考えています。
自信や価値観を高めていくことですね。

介護職は「生活を支援する専門職」である

卷之三

是枝 このシンポジウムの前に厚生労働省から行政説明がありましたが、皆さん元気が出ましたか？ なんとなく、ええつと思われる人が多い気がします。しかし、この改正で4月1日からは実践をしていくわけです。理解できないいうものの見切り発車で、混乱は避けられないなどといふのが、私の本音です。

安をかかえ援助していいかというと、そういうはないでよ。制度は変わつても訪問介護として変わらないものをきちんとともつてているということだが、一番大事なことだと思います。そういう意味で、訪問介護員、介護職とは何かを考えると、それは“生活を支援する専門職”です。この意識をより明確にもつていただきたいと思います。

今までには1対1のサービスが多く、何曜日の何時から何時まで、この目的でサービスを提供するとして、利用者に向き合いました。しかしながらは、連携していくなかに目標があります。そこで訪問介護の部分をやるということです。チームでの援助となると、やはり介護職という意識をもたないと流されてしまう気がします。生活を支援する専門職として、知識や技術を習得し、状況に応じられる力が必要です。生活援助というのは個別に応じた工夫です。生活

事業所としてとるかです。安心して仕事ができる環境がないと、良い仕事をできません。知識・技能の習得をきちんとして、安心して仕事をができるようにしていただきたいと思います。

今後は他の専門職とも連携していくというところなので、そうした連携がうまく機能するように、「ケアモデル」という言葉が当てはまると思うのですが、加齢とともに身体機能が低下しているかたや認知症のかた、脳卒中や独居のかたなど、介護度に応じたケアを示していただきたいと思います。状況に応じてすべきこと、連携の取り方、引継ぎの記録の仕方など、具体的にイメージできるケアモデルを、全国ホームヘルパー協議会で作っていただけだと安心ですね。実践の場で働く人たちが摸索しながらやつてきたことをまとめてましゃいと思います。

アセスメントと記録の充実

是枝 生活援助の時間短縮ですが、皆さんでりますか？ 利用者の生活があるわけですから「45分に制度が変わったから、これしかできません」とはいえないわけです。どんな苦難がきたとしても、スキルアップをしながらがんばっていけるのが、介護職の一番の強みだと思っています。そういうものでどうにか乗り越えて胸を張って仕事をしたいと思います。

アセスメントと記録の充実です。『がんばった』といつても、何をもってがんばったといえるのか。介護職として、どこを観察視点として行つたのかを明確にすることです。習得した基本知

A black and white photograph of a woman with short dark hair and glasses, wearing a dark jacket over a light-colored turtleneck. She is holding a microphone and looking towards the camera. A water bottle is visible on the table in front of her.

是枝祥子氏
大妻女子大学人間関係学部介護福祉学専攻 教授。
特別養護老人ホーム、在宅介護支援センター、ヘルパーステーションなどの勤務を経て現職。

識や技術に基づき、今日の利用者の状況を鑑みて行つたこと、そして結果を記録に書くことがあります。これが介護の根拠といえます。そこから専門性を積み上げて、介護とは何かといふことを第三者にわかつてもらうわけです。今回の改正をいい機会に、将来に向けて、こうしたことを行つていけばいいのではないかでしようか。

がんばるという言葉はあまり良くないといいますが、がんばつていただきたい。介護職は今、がんばるしかないと私は思っています。

内藤 生活を支援するという視点が非常に重要であり、今後、地域包括ケアのなかで連携していくということは、自らの役割、専門性をもつことはつきりさせないといけない。医療職の補助ではなく、対等な関係で互いの専門性をもつて支えをしていく関係が必要なことになります。

そのための大事なテーマとして“可視化”ということをあげていただきました。記録やアセスメントの重要性、根拠に基づいたケアをどう行つたのかが明確であることが大事で、そのためにもケアモデルという概念を提供していただきました。

ケアモデルというのは、非常に興味深い概念だと思うのですが、どうやって作つていったらいいのでしょうか。

是枝 例えば、脳卒中や脳血管障害で片まひのかたは多いですね。そういう人の一日の生活を見ながら、ここを訪問介護でする、あるいは自守りをするというところで、この人にどういう援助するのかというケアモデルを立てます。こは多分、地域包括で看護師と連携するだろう

□ 第一分科会
「ホームヘルプ事業におけるたんの吸引等医療行為をどう進めるか」

○ コーディネーター 畠山 仁美 氏（須坂市社会福祉協議会事務局次長）
○ 報告者 戸泉 直美 氏（合志市社会福祉協議会支援課長）
○ 助言者 翁川 純尚 氏（厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室室長補佐）
名里 晴美 氏（訪問の家理事長）

第1分科会では、厚生労働省の翁川室長補佐より行政説明がなされた。法改正に至るまでの経緯、制度の具体的な内容、平成24年度実施にむけた手続き等について詳しく述べていただいた。行説明に続き、2つの事例報告がなされた。

事例報告 合志市社協－介護職員によるたんの吸引等の試行事業を通して

たんの吸引等医療行為はこれまでヘルパー業務に位置づけられておらず、個人の責任で行うという実態だったため、在宅での利用者のニーズにこたえられなかつた現実がある。合志市社協では、非常利団体としての社会的責任を果たすという観点からモデル事業を受けることとした。訪問看護事業所で実施研修の評価も行いな

・ 医療的ケアの実施により、受け取る本人が何らかのかたちで自分のことを伝える力が高まつていき、関係性も深まつくるのではないかと考えている。

・ 制度ができるので、明日からできるといふものではない。実施にいたるプロセスはこれまでとかわらない。医療的ケアが目的ではなく、その人にふさわしい暮らしを実現する目的のなかで実施するものと考えている。

第2分科会 「地域包括ケアの可能性を探る」

○ コーディネーター 高橋 純士 氏（国際医療福祉大学教授）
○ 報告者 今村 あおい 氏（株新生メディカル取締役部長）
安藤 孝征 氏（釧路市社会福祉協議会在宅福祉サービス課訪問サービス係長）

第2分科会では、介護保険制度改正にむけてモデル事業として24時間定期巡回・随時対応サービスを実施した2つの事例報告がなされた。

事例報告 (株)新生メディカル－在宅生活の継続を支えるために

新生メディカルでは、「岐阜県方式」として、24時間対応の定期巡回・随時対応サービスのモデルを先駆的に実践してきた。現在は7つの拠点を中心に全地域で展開している。

財政難に陥っている岐阜県に、在宅でサービスをすることと、保険料を上げずサービスを継続していくこうと提案。2010年から県の補助金を受けモデル事業を開拓、ノウハウを蓄積

がら、モデル事業を実施しての考えは次のとおり。

・ 介護職は口腔内、鼻腔内等、気管カニューレ内という限られた範囲内でケアを行うということを、研修の際の指導看護師が正しく理解していないと、リスクは高くなる。

・ 実地研修については、利用者の理解は得られたが、主治医から、本人の苦痛への影響やモデル事業ということで了解を得られなかつたケースもあった。

・ 訪問看護は週に1、2回しか訪問できず、実地研修で既定の回数をこなすのは在宅では難しい。

・ 在宅で使用する器具は利用者により異なり、家族が納得するような方法でおこなわなければならぬということもあり、マニュアルどおりの実施は難しい。

・ 職員が研修にでている間、業務を補う人がほしい。また、研修を受けた職員には辞めずに定着してほしい。

・ 介護職と看護職の連携が一番大事。実施に対する検証や評価を、国にはしっかりとほしい。

・ たんの吸引等は利用者の状態を十分理解しておけばそれほど難しくはないが、反面、リスクは非常に高い行為である。事業所は、十分に知識や技術を身に着け安心してできる介護職を養成してほしい。

・ 事例報告 社会福祉法人訪問の家－地域で暮らし続けるために

訪問の家は、障害のある方々が医療的ケアを必要としても地域で暮らしつづけていくことをめざした取り組みを進めてきている。「朋」「集」「途」「連」の4つの地域拠点をはじめ、高齢者施設である2か所のケアプラザ（横浜市事業）、

・ ヘルパーの医療的行為実施の手順は、医療的行为が必要な利用者と半年以上のかかりがあり、訪問看護ステーションの指導と見極めがあることを条件に、そして常勤のホームヘルパーで経験があり、判断のできる人が対応してきた。

・ ヘルパーは、個人宅訪問と法人施設訪問を行っている。医療機関のパックアップがあること、訪問看護ステーションの指導と見極めがあることを条件に、そして常勤のホームヘルパーで経験があり、判断のできる人が対応してきた。

・ 2011年には国の補助金を受け池田町で委託を開始、大垣市、岐阜市と順次手を上げ実施している。

・ 24時間対応の定期巡回・随時対応サービス実践してきた効果は次のとおり。

・ 在宅ケアの標準化により在宅高齢者の生活基準）が必要だと考え、ケアミニマムという考え方で、アセスメントに基づいた介護計画を立てている。何分ではなく、朝起きてから寝るまでに何が必要かを1日単位で考え、地域全体を施設のようにイメージしている。

・ 【最小単位で必要な時必要な回数の訪問で自立を妨げない】

ヘルパーの訪問時間やケア内容がある程度決まっていると利用者も自分でできるところは自分でやろう（協力動作）という意識が働く。

・ 【利用者の全体が見え、ニーズの早期発見と対応が可能】

・ 短時間でも複数回訪問することにより利用者の細かな変化を把握できる。

・ 【訪問介護における活動の効率化】

・ ある程度のケースがあれば、数人のケアを行ひ別に分解解消することができ、一人のヘルパーで効率的にケアできる。

事例報告 釧路市社協－在宅福祉サービスと地域づくりを組み合わせて

釧路市社協では、平成9年、24時間対応の巡回型ホームヘルプサービス事業を開始。その後、利用者ニーズが多様化し緊急要請が増え、平成20年、夜間対応型訪問介護事業を実施。実際には日中に通報が多く、平成21年、24時間オペレーション業務を開始。平成23年、24時間対応の定期巡回・随時対応サービス事業を実施。このモデル事業として行う。モード事業を実施しての課題と今後の展開は次のとおり。

・ 単独事業として経営可能な安定した経営を続けていくためにも、利用者の確保は言うまでもなく、今後、広報誌等を活用して周知をしていく必要がある。

・ よいサービスだが支給限度額がギリギリになってしまふ利用者には使いづらいサービスであり、ケアプランに位置づけにくいサービスとなってしまう。また、利用者負担のあり方にも課題がある。

・ サービスを利用するためには、端末機を設置する必要があるが、自費で購入することになるので、すでに導入している「緊急通報システム」等の既存インフラを活用できないか検討している。

9か所の知的障害者グループホーム・ケアホーム、居宅介護事業所「さくら草」などを展開している。医療的ケアにどう対応し、またどのように考えのもと取り組んできたのかは次のとおり。

・ 医療的ケアは地域作業所の時代は家族から方法をおそわり注入、吸引を実施してきた。

・ 「朋」開設後、常勤看護師がいるのに確認ルール（口腔内や看護師が注入の前に確認してからつなげるなど）のもと、福祉職が行ってきた。

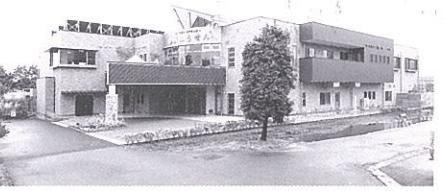
・ ヘルパーは、個人宅訪問と法人施設訪問を行っている。医療機関のパックアップがあること、訪問看護ステーションの指導と見極めがあることを条件に、そして常勤のホームヘルパーで経験があり、判断のできる人が対応してきた。

・ ヘルパーの医療的行為実施の手順は、医療的行为が必要な利用者と半年以上のかかりがあり、訪問看護ステーションの指導と見極めがあることを条件に、そして常勤のホームヘルパーで経験があり、判断のできる人が対応してきた。

・ ヘルパーは、個人宅訪問と法人施設訪問を行っている。医療機関のパックアップがあること、訪問看護ステーションの指導と見極めがあることを条件に、そして常勤のホームヘルパーで経験があり、判断のできる人が対応してきた。

事業所紹介 ♦ 若手ヘルパー活躍中！

静岡県 ヤザキケアセンター紙ふうせん



事業所概要
名称・株式会社ヤザキケアセントラル紙ふうせん
所在地・静岡県裾野市御宿1-500
提供サービス・訪問介護、居宅支援事業、デイサービス（定員30名）、グループホーム（ユニット、9名）福祉用具貸与・販売

利用者の方がたに若い息吹きを吹き込み、紙ふうせんのように優しく・柔らかく・大切に。富士山の広大な裾野に広がる風光明媚な丘陵地にある当施設は、晴れた日には秀麗な富士山の姿を間近に望むことができます。

開設にあたっては、まず自分たちもここで住みたいと思えるようなものを、また地域の利用者の方がたが「紙ふうせん」に来て良かったと思えるような環境を、そしてここで働く職員が利用者の方がたと楽しく過ごせる、そんな居場所にしたいと考えました。

吹き抜けの中庭、広々とした屋外ガーデンと

ると思い込み、安心していた私がいけないのかなど少し反省もしました。

最初の頃は、相手の望むようなケアができなくて悩んだこともあります。ある時には、みんなと同じサービスを提供していると思っていましたのに、私だけが苦情をいわれ、つらい思いをしたこともありました。利用者のかたから「ありがとうございます！」という感謝の言葉をいただくたびに何度も救われ、ホームヘルパーの仕事について良かったと感じています。「ありがとうございます！」という言葉は、何気ない言葉かもしれないが、私はこの言葉が大好きです。

この仕事に就いて素敵なお先輩方に恵まれたことにも、本当に感謝しています。一緒に働いているスタッフは、子育てや介護を経験している人ばかりです。家庭のこと、育児のこと、料理のこと、掃除のこと、すべてが私のお手本になってくれるかたばかりです。慣れない私をここまで育てくれたのは、今いる三人の先輩方

おかげです。

▼日々心がけていること、思つこと

訪問する時には、自分自身の健康管理と笑顔で挨拶することを心がけています。笑顔での挨拶は、基本中の基本だと思いますし、ホームヘルパー自身が健康でなければ適切なサービスを提供できないと思っています。

訪問中に嫌なことをいわれて落ち込んでいる時など、笑顔を作る余裕など誰だってありません。しかしながらそこでひと息ついて気持ちを切り替え、鏡の前で笑顔を作つてみます。そうすると自然と「よし、がんばるぞ！」と元気が出できます。つらい時こそ笑顔でいなければ、ホームヘルパーの仕事はできないのかな？とさえ思います。

地域で暮らし続けたいと願つ方、住み慣れた環境で生活をしたいと考えている方が多いなかで、訪問介護はなくてはならない存在だと思っています。私は知識を増やすとともに関係機関との連携を図り、スタッフ内での情報交換を行いたいと思っています。

そして何より身近に住んでいる方、高齢の方、未来を背負う子どもたちとのふれあいを通じて生きる意欲を持つていただきたいと思うので、これからも地域貢献に力を注ぎたいと考えています。少しでも誰かの役に立ちたいと思つてみませんか？

「誰かの役に立ちたい！」という思いでホームヘルパーという仕事にチャレンジ 中村ゆかさん 職歴4年



ウッドデッキ、人工池で作ったピオトープ、本格的な設備を備えたカラオケルーム、そして地域に開放した多目的ホールなど、利用者一人ひとりが、地域のなかでいきいきと健やかに暮らせる環境づくりには、どんな配慮や工夫が必要なのかを考え、「紙ふうせん」をつくりました。

「紙ふうせん」では地域のさまざまなニーズに柔軟に応えられるようにサービスを提供しています。

「紙ふうせん」では地域のさまざまなニーズに柔軟に応えられるようにサービスを提供しています。

私は以前、介護とは無縁の事務職をしていましたが、高齢化社会が進むなか、何か人の役に立てるのかと思ったのが、ホームヘルパーにならったきっかけです。事務職をしていた頃は、介護の世界に足を踏み入れることなど少しも考えていませんでしたが、家事や育児に追われている時、ふと思つたのです。私も介護の仕事ができるかもしれない、新しいことにチャレンジするなら今だと思い、ホームヘルパー講習に通いました。

私たちホームヘルパーはケアプランに沿ってサービスを提供しますが、利用者の方のなかには、「窓拭きはできないの？」、「買い物に行きたのだけれど、ホームヘルパーさんの車で一緒に行けないかしら？」などといわれるかたもいて、その都度説明をさせていただいています。が、できないことを要求されると困ってしまいます。「ここにあったはずの湯たんぽがないのよ」「〇〇ヘルパーが自分のカバンの中に入れ持つていったのよ」といわれたこともあります。どうして私が？と、納得できないことに遭遇した時などは、ホームヘルパーを辞めようかななど思つてしましました。信頼関係が成り立つていました。

介護という仕事の醍醐味は自分たちが作り出したサービスを直接提供できること

責任者 長嶋和彦さん



私たちは生活のなかで、いろいろな買い物をします。野菜や肉を買ったり、服を買つたり、

家電製品を買つたり……。よく考えてみると、それらを作つた人から直接買うことは、まことにません。逆にいえば自分たちが作つたものを、直接お客様に売ることはほとんどありません。しかし、介護という仕事は自分たちが作り出したサービスを直接利用者の方がたに提供できるという数少ない仕事だと思います。それが介護という仕事の醍醐味の一つではないのかなと感じることが多々あります。

そして若いホームヘルパーには、そんなことも少しごとに置きながら、仕事をしていただくことがあります。それは自分のやり方ひとつ、言葉がひとつで、利用者のかたは笑顔にもなれば表情が曇ることもあるということだと思います。

私たちの事業所のホームヘルパーが一人でも多くの利用者のかたに、ひとつでも多くの笑顔が生まれるようなサービスが提供できるように手助けしていかねばと考えています。



利用者様の安全を第一に考え、サービスを提供しています。

引き継ぎ・連携されるホームヘルパー支援活動

〔活動1〕

大久保　主税

筑後市社会福祉協議会

ホームヘルプサービスサービス提供責任者

目の前のことを見断し、行動へ移す

今回、東日本大震災に見舞われた岩手県山田町へ、平成23年4月4日から10日の7日間、福岡県筑後市から避難所支援活動に参加してきました。被災地ではマニュアルがないため、自分たちで判断し行動することが求められました。

まず、取り組んだことは、避難者の状態の確認です。先に来ていたホームヘルパーの申し送りにより、情報を得ました。避難者については、全体の600人中7割近くが高齢であり、寝つきの悪かった人も見られ、状態観察を行うなかで褥瘡の初期のかたもいました。歩行困難者については歩行訓練を実施し、今後生活できるようADLの確保等も行いました。

衛生管理については、毎日入浴することができましたが、新しい下着が不足しているため、早急の物資確保が急務であると感じました。

服薬管理に関しては、今までの薬がなく、同

じ効用の薬を処方されましたが、それが本当に自分に合っているのか精神的に不安になるケースも見られ、医師や薬剤師の十分な説明が必要だと感じました。

インフルエンザが流行していたため、保健師と協力しながら拡大予防に努めました。また、日に日に患者が増加したため、武道場に隔離室を設置し、避難者には手洗いやうがいの励行、マスク着用を指導し、また自分が媒体者となるよう、徹底して自己管理も行いました。

自己管理については、福岡県からまだ雪の積もる岩手県へ移動し、温度差に体が慣れるのに時間がかかりました。また、男性ヘルパーの就寝場所はステージ上で、安全管理の視点からライトが一晩中ついていたため、十分な睡眠が確保されにくい状況でした。避難者と寝起きをともにし、食事を行い、休憩時間も周りに目を配り、気が張っていたため、心身ともに疲労が重なることを実感しました。私は一週間という短い期間でしたが、長期滞在でのヘルパー派遣は難しいのではないかと感じました。

大切なことは、ともに協力し、思いやり気持ち

ホームヘルパーとして何ができるのか、自問

自答しながらの一週間でした。被災地で大切なことは、周りを思いやる気持ちで、みんながともに協力し助け合っていくことだと感じました。

被災地の現状や震度5弱という地震の怖さを

体験し、ほんのわずかでも役割を果たせたことで、今後の仕事に生かしていくことを願っています。

また、ヘル

派遺にあたり、職場の協力があり、被災地でのヘル

派遺業務を実施することができ、感謝します。ありがとうございました。

パーセンタージー業務を実施するこ

とができ、感謝します。ありがとうございます

パーセンタージー業務を実施することができ、感謝します。ありがとうございます

避難所の要介護者を継続支援

〔活動2〕

古野　善子

大分市社会福祉協議会 在宅福祉サービス課
さんかヘルバーステーション駅南事業所所長

ホームヘルパー

生活は自治会のよう

全国ホームヘルパー協議会が岩手県下閉伊郡

山田町の山田高校体育館の避難所支援を始めて1か月経った頃、4月末から5月中旬の支援活動者募集がありました。ペアであること・希望しても派遣されるとは限らないという条件でした。

大分県からは二組が希望し、移動を含め5月1日～5日の間、一組の派遣が決まりました。

1日早朝出発。空路羽田へ、電車とバスを乗り継ぎ、18時頃到着、すぐに引き継ぎを兼ねてト

5月2日～4日の避難所の一日	
6：00	起床。一斉清掃
7：00	ラジオ体操・一部の学生は学校へ
7：30	朝食配分（おにぎり・味噌汁・缶詰）
12：00	昼食配分（カツ・ラーメン・パン）
16：30	夕食配分（おにぎり・おかず・果物）
21：00	消灯

ここでは、朝夕は自衛隊の炊き出しで温かい食事が提供されていました。



ぱっかり折れた電信柱。見渡す限り立っている電信柱はない。

トイレに起きたかたを意識しながら就寝しました。被災者の居住空間は毛布を半分に折った広さが一人分です。それぞれの家族が周りにダンボールを2段ほど積んで境にしていますが、座れば隣が見えてしまいます。

トイレ介助や就寝介助。消灯直前に夕食をとり、

トイレに起きたかたを意識しながら就寝しました。

被災者の居住空間は毛布を半分に折った広さが一人分です。それぞれの家族が周りにダンボ

ールを2段ほど積んで境にしていますが、座れば隣が見えてしまいます。

ミミました。Mさんは「元の場所には住みたくない」といいます。避難所の少し下から海まで建物の一つも残されていない状況に、励ます言葉がみつかりませんでした。

「いつ元の生活に戻れるかわからない」とい

いながら、その日の来るのを確信しているように見えました。

これからは皆で、被災地がほしい援助と私たちにできる支援を上手に繋げていく方法を考えいくことが必要なのだと思います。

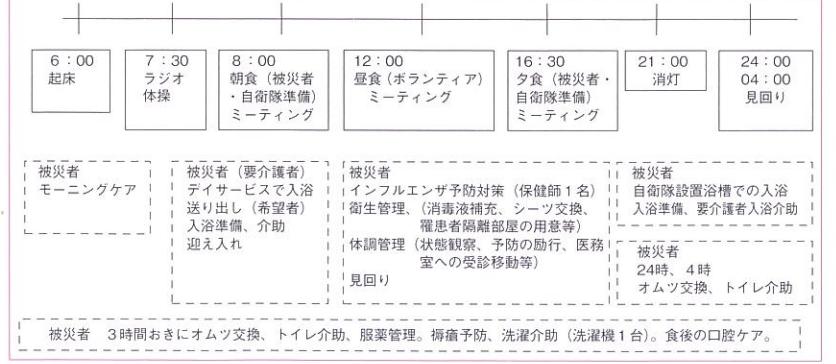
昼は自宅跡で片付けをし、夜は消灯後の体育馆でそっと食事して頑張る人がいました。

「いつ元の生活に戻れるかわからない」とい

いながら、その日の来るのを確信しているように見えました。

これからは皆で、被災地がほしい援助と私たちにできる支援を上手に繋げていく方法を考えいくことが必要なのだと思います。

避難所支援活動の1日の流れ



INFORMATION



サポート募金

、NPO活動サ
ーの救援・支援活
動で構成されてい
る、②5名以上
あり第三者から
活動の実態が裏
付けられるこ
と、社会福祉法人、
学校法人、公益
法人等であつ
て、①救援・支

○活動報告の概要

○期間・日数 平成23年3月26日～5月14日（50日間）

○人数 全国ホームヘルパー協議会会員によるボランティアのべ334人

○場所 岩手県山田町の避難所（主に県立山田高校、町立北小学校）

○内容

・震災発生初期の活動であつたが、全国から本会会員134名の活動希望が寄せられ、そのうち64名が避難所に入つた。一人あたり、3泊4日程度で避難所に宿泊し、昼夜の活動を行つた。

赤い羽根共同募金では、被災者のために活動するボランティアグループやNPOに対する支援金として、「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」を実施しています。これは東日本大震災の被災地の復旧・復興に向けて活動を続けるボランティア・NPOなど、被災地を支える人を支える募金として創設されました。

全国ホームヘルパー協議会では、東日本大震災発災後の、平成23年3月26日より、ホームヘルパーを避難所に派遣し、避難所で生活する高齢者等の避難者の介護ニーズ把握、生活環境整備、体調管理支援等を実施しました。この活動に対し、平成23年度に、第4次「災害ボランティア・NPO活動サポート募金」の申請を行ない、助成が決まりましたので、その概要をご報告します。

中央共同募金会ホームページでの公表が可能ないこと、この3つの要件にあてはまる非営利団体を対象にしたものであります。

本会では、助成の種類として「中長期（1か月以上）」の活動のうち「専門職による緊急救援活動」として、「全国ホームヘルパー協議会東日本大震災避難所における高齢者等への支援活動」を申請し、審査の結果、総額300万円の助成をいただきました。

ホームヘルパーが避難所にいることで、被災された皆さんに安心感をもつていただくことができたこと、さらに、震災後の避難所において、高齢者や障害者のニーズ把握と個別支援の必要性をあらためて確認することができました。助成が決定されたことにより、これらの取り組みがホームヘルパーの専門職の活動として意義あるものと認められたことは大きな成果であるといえます。

募金にご寄付いただいた皆様、中央共同募金会、また、本会の被災地支援にご協力いただい

- ・避難所では生活環境が激変し、不安や恐怖感のなかで、生活意欲の低下が見受けられたり、通常よりも介護が必要となつたりする高齢者がいたが、気持ちに寄り添いながら、どのような支援が必要なのか、専門職としてニーズ把握とアセスメントを行い、限られた環境の中で必要な介助を行う工夫をしながら個別対応を図った。
- ・ホームヘルパーが、水分補給や食事量の確認などの体調確認や清拭の援助をしながら、体調の変化などを自ら伝えられない高齢者の声を医師や看護師に伝え、受診に繋げていった。

○成果

- ・本会では、平成16年の新潟県中越沖地震における避難所支援の経験から、「ホームヘルパーのための避難所支援マニュアル」を策定しており、このマニュアルを活用し、避難所を通して、通常の生活に近づける工夫や提案を行い実践していくこと、生活力の低下や意欲低下を招いている高齢の被災者への働きかけを実施するなど、一定の水準を確保した活動を実施することができた。
- ・日々高齢者や障害者の生活援助や身体介護を行なうホームヘルパーの専門性を生かし、周囲への遠慮や意欲の低下などにより体調不良等を訴えられない高齢者のニーズ把握をすることで、重症化の防止につながった。さらに、家族の負担軽減を図ることができた。

以上の報告については、中央共同募金会のホームページに掲載される予定です。

<http://www.akkaihane.or.jp/er/p7.html>

INFORMATION ● 書籍のご案内 ●

『サード提供責任者メント』

ビスを提供するための実務を解説しています。

全国ホームヘルパ協議会では「ホームヘルパハンドブック〔基礎編〕」のサービス提供責任者編として、サービス提供責任者の業務の基本を「サービス提供責任者ハンドブック 2011」にまとめました。研修会な

卷之三

アカンファレンス、サービス担当者会議等の業務について、具体的な実施方法を解説しています。

富山県は、8月10日がハートと読めることから、平成11年度から8月10日を「ホームヘルパーの日」に制定しました。富山県ホームヘルパー協議会では、富山県から委託を受けて様々な活動を実施しています。

平成23年度のホームヘルパーの日には、ホームヘルプサービスに対する県民の理解と利用促進を図ることを目的に、ショッピングセンターにて街頭キャンペーを行いました。

また、8月をホームヘルパー利用促進月間とし、県内各地で、行なった活動月間の三ヶ月

會員・組織活動紹介

I 序論 .. サービス提供責任者の役割についての基本的な考え方を整理しています。

II サービス管理 .. 「サービス提供の事前調整」「情報収集から契約まで」「ホームヘルプサービスの実施」の

【体裁】 B5版 36頁
【販売価格】 500円（税込・送料別）



〔注文・お問い合わせ〕

送付先のご住所、お名前、電話番号、注文部数をご記入の上、FAX 03-33581-7858)、Eメール (z-chiiki@shakyo.or.jp) または郵便 (〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル 全国ホームヘルパー協議会宛) にてお申込みください。お支払いは送付時に専用封筒の請求書にて、銀行振込でお願いします。

お問い合わせは、全国ホームヘルパ協議会（全社協・地域福祉部内）Eメール : z-chiiki@shakyo.or.jp TEL (03-33581-4655) ま

配布するほか、在宅介護に関する相談窓口を設置しました。

毎年、ホームヘルパーにちなむ川柳も募集しており、今回はホームヘルパーや利用者、ご家族から501点が寄せられ、入選作品は10月4日、5日に開催された「いきいきとやま第24回健康と長寿の祭典」で展示され、表彰式も行われました。

最優秀賞

ヘル・パーと アハハ・オホホと しわが増え
森川美千代（一般）

優秀賞

ただいまど 思わず言つて 笑われて
近藤由規（ヘル・パー）

「来ててくれた」お父さん横で ひと休み

優秀賞 ヘルパーと アハハ・オホホと しわが増え
森川美千代（一般）

ただいまど 思わず言つて 笑われて 近藤由規（ヘルパー）

「来てくれた」お父さん横で ひと休み 内山弘子（ヘルパー）

蕎麦米汁 (そばごめじる)

徳島県

徳島は、祖谷のかづら橋で有名な山間部で蕎麦がよく採れ、郷土食としての「蕎麦米」というそば料理も古くから伝わっています。その昔、平家の落武者が祖谷地方に住み着いて以来、米に代わる食べ物として製粉する前の粒そばを山菜や山鳥と一緒に煮て雑炊のようにして食べていたのが、徳島県の郷土料理「蕎麦米汁」の由来です。

そば米はそばの実を茹で、殻を除いて天日乾燥した保存食でミネラルやたんぱく質が豊富に含まれています。また、他の雑穀にはない、毛細血管を強くするルチンが含まれていて、血圧を下げる雑穀としても知られています。

●材料：4人分●



そば米	あわおどり	60g
鶏もも肉 (阿波尾鶏)		150g
だいこん		100g
にんじん		40g
ちくわ		1本
干し椎茸		2枚
酒		大さじ4
薄口しょう油 (なければ濃口も可)		小さじ4
だし汁 (または水)		200cc
すだち		薄い輪切り4枚
ねぎ		適量

●作り方●

- ① 干し椎茸はたっぷりの水で戻し薄切りにする。戻し汁は400cc分を取り分けておく。
- ② そば米はたっぷりの熱湯でやわらかくなるまで湯がき、ざるに取って水気を切る。
- ③ 鶏肉は7mm、ちくわは5mmの輪切り、だいこんは3mm、にんじんは2mmの食べやすい短冊切りにする。
- ④ 鍋に①で取り分けた戻し汁とだし汁を注ぎ、だいこん、にんじん、椎茸を加えて火にかける。
- ⑤ ④が沸騰したら鶏肉とちくわを入れ、酒を加える。再び沸騰したら水気を切ったそば米を加えて加熱する。
- ⑥ 沸騰する直前に薄口しょう油で味を調えて火を止める。4等分して椀によそい、すだちとねぎを添える。

●ポイント●

- * 鶏肉には地鶏の「阿波尾鶏」を使い、徳島の名産「すだち」も入れると、より徳島らしさができます。
- * こんにゃく、豆腐、赤板（かまぼこ）などを加えてもよいです。
- * そば米は茹でると大量に増えますので注意してください。
- * 干し椎茸の代わりに生椎茸を使ったり、かつおだしや鶏がらのスープなども加えると、一層旨みたっぷりの蕎麦米汁になります。
- * すだちの代わりにゆず、ねぎの代わりに三つ葉でもよいです。



編集後記

介護保険制度の改正、介護報酬の改定が行われて3か月が過ぎました。みなさんの周りでもその影響や変化が徐々にあらわれてきたことと思います。全国ホームヘルパー協議会では、そのようなみなさんの「声」を関係機関や団体に発信していくたいと思っています。どうぞみなさんの「声」をお寄せください。その「声」が多くの人には届き、利用者が住み慣れた地域で心豊かに安心して暮しつづけていける世の中となるように…。(き)